

# 永年勤続表彰内規

(総 則)

第 1 条 この内規は、就業規則第 35 条 1 号に基づき実施する職員(役員で報酬規程の適用除外職員含む)の永年勤続表彰に関する事項を定める。

(表 彰 基 準)

第 2 条 職員が永年誠実に勤務し、10年、20年、30年、40年に達した時表彰する。

(勤 務 期 間 算 定)

第 3 条 第 2 条の勤務年数算定の始期は、採用時からとする。

(表 彰 方 法)

第 4 条 正規職員は、表彰状と表彰金を贈呈する。  
嘱託職員は、表彰状を贈呈する。  
臨時職員は、表彰状を贈呈する。

(表 彰 金 の 額)

第 5 条 表彰金の金額は、次のとおりとする。

勤続	10年	30,000円
勤続	20年	50,000円
勤続	30年	70,000円
勤続	40年	100,000円

(表 彰 の 時 期)

第 6 条 表彰は、その都度行う。

( 実 施 )

第 7 条 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

附 則	平成 3 年	4 月	1 日	施行
	平成 17 年	5 月	27 日	改正
	令和 4 年	4 月	1 日	改正
	令和 5 年	4 月	1 日	改正